

広島県水道広域連合企業団管理規程第33号

広島県水道広域連合企業団地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき定める職に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき  
定める職に関する規程

広島県水道広域連合企業団における地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき定める職は、次のとおりとする。

- (1) 広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第3号。以下「職の設置に関する規程」という。）第3条第1項に規定する事務局長、経営部長及び技術部長
- (2) 職の設置に関する規程第3条第2項に規定する課長、センター長及び参事並びにこれらに相当する職
- (3) 職の設置に関する規程第3条第3項に規定する所長、次長、課長、担当課長及び事業所長

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。